富　士　見　市　犯　罪　被　害　者　等　支　援　条　例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号。次条において「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって犯罪被害者等に寄り添った地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等　法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。

(2) 犯罪被害者等　法第２条第２項に規定する犯罪被害者等をいう。

(3) 市民等　市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。

(4) 事業者　市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(5) 二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(6) 民間支援団体　犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(7) 関係機関等　国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

（基本理念）

第３条　全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

３　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく行われなければならない。

４　犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（次条及び第６条第１項において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の意思を尊重し、支援に関する施策を実施しなければならない。

２　市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、相互に連携を図らなければならない。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むために必要な手続を行うことができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

２　市は、前項の相談、情報の提供等に関し、総合的な窓口を設置する。

（経済的又は精神的負担の軽減）

第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的負担の軽減を図る

ため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　前項の見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第９条　市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第１０条　市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第１１条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第１２条　市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第１３条　市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第１４条　市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第１５条　市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第１６条　市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（審議会への諮問）

第１７条　市は、犯罪被害者等のための施策に関し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（推進体制の整備）

第１８条　市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

附　則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。